

要求水準書 第2細則 1 統括マネジメント業務に関する質問回答

長崎市新市立病院整備運営事業に関する「要求水準書 第2細則 1 統括マネジメント業務」の内容につき、平成21年12月7日から平成21年12月22日までに受け付けた質問への回答を整理して記述しております。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)	その他		
001	001	第2	1	(1)	イ	(7)				貴市が従来実施していた委託業務の契約管理・業務管理に関する負担を軽減しと記載してありますが、貴市としてどの様なことを想定されているかご教授下さい。	記載のとおり、事業者へ個別業務を効果的にマネジメントして頂くことで、市が従来実施していた委託業務の契約管理・業務管理に係る事務負担、業務負担を軽減して頂きたいという趣旨です。
002	001	第2	1	(1)	イ	(7)				契約管理・業務管理に関する負担の軽減については、個別業務の対象範囲に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
003	001	第2	1	(1)	イ	(I)				市側が別途立案する運営計画等及び市側職員のニーズ等を十分に踏まえ…最適な施設を実現すること。を求められています。これ等の運営計画、市職員のニーズは何時示されるのですか。既に纏められているのであれば提示をお願いしたい。若しくは事業者決定の後となるのでしょうか。	「運営計画等」については、平成21年12月14日より「参考資料18 長崎市新市立病院基本運営計画(案)」を本事業に構成員又は設計業務、工事監理業務、建設業務、解体業務を実施するものとして参画予定の方に随時ご提供しております。 「部門別運営計画(案)」、「部門別運営計画(案)補足資料」、「情報システム概念図(案)」、「ネットワーク構成図(案)」、「情報システムの前提条件(案)」、「主要機器リスト(案)」及び「厨房リスト(案)」については、参加資格要件の確認を受けた応募者の代表企業を通じて、守秘義務対象資料として平成22年2月15日以降から提供いたします。 また、運営計画として情報システム、医療機器と整合した「運営システム(案)」、「運用マニュアル(案)」を策定し、落札者決定後、順次提示いたしますが、「運営システム」のうち、外来部門の「人/情報/モノの流れ」は施設計画に大きく影響すると考えますので、守秘義務契約締結後から入札提案書類までの期間の可能な限り早い段階で提供することとします。 その他、開院までの間において、市側で策定する各種計画については随時事業者へ提供いたします。 「市側職員のニーズ等」については入札提案書類の提出前に何らかの資料等を提示することではなく、落札者決定以降、施設計画や業務計画の詳細を検討・協議していく上で、市側職員のニーズ等を十分踏まえて検討頂いたという趣旨ですので、市側職員のニーズ等を的確に取り入れるための工夫や検討の進め方等について、事業者側でご検討頂き、最適な計画を構築できるようなご提案を期待しております。
004	001	第2	1	(1)	イ	(I)				市側職員のニーズ等について今後公表等がありますでしょうか	(質問 003参照)
005	001	第2	1	(1)	イ	(I)				「市側が別途立案する運営計画等」の公表予定時期について、平成21年10月16日公表の実施方針等に関する質問への回答No.004において「運用システム」「運用マニュアル」は「落札者の決定後において順次提示」と回答がございましたが、事業者の入札価格の判断において重大な影響を与える可能性もあり、入札前にご提示いただくことは可能でしょうか。	(質問 003参照)
006	001	第2	1	(1)	イ	(I)				「市側職員のニーズ等」について、平成21年10月16日公表の実施方針等に関する質問への回答No.005及びNo.008において、「基本計画図及び基本計画図補足資料」又は「要求水準書」に反映されるとございますが、その記載内容からは到底読み取れない事項が発生した場合には、協議により要求水準書の変更はしていただけるのでしょうか。	ご質問にある、「その記載内容からは到底読み取れない事項」と誰が判断するかの基準が不明ですが、客観的・合理的に要求水準書を逸脱する又は記載がない事項を、仮に市が要求した場合には協議の上、要求水準書を変更いたします。 (関連質問 003及び 008参照)
007	001	第2	1	(1)	イ	(イ)				合理的な範囲において、代替案やVEの提案を行っても入札価格内に収まらないときは、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	事業者側の最善の努力を以つても、仮に契約金額に収まらない場合であっても、市側も最善の努力を行い、当初の契約金額に納まるよう、市・事業者が一体となって調整します。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	その他		
008	001	第2	1	(1)	イ	(イ)				設計変更への対応については、入札価格内での施設整備を実現する事を求められていますが、その場合合理的な範囲で云々とある点について、様々な想定を行い、一定の指針又はルールを設けておく必要が有るのではないかと思量しますがお考えをお示し下さい。	まず、事業範囲内の業務として、基本設計・実施設計業務がございますので、従来どおり「市側職員のニーズ等」を踏まえた計画を立案する点は十分ご理解ください。 ただし、仮に客観的・合理的に要求水準書を逸脱する又は記載がない事項を、仮に市が要求した場合には、事業契約書(案)別紙13「要求水準書の変更手続き(第99条関係)」に規定するルールで対応することになります。
009	001	第2	1	(1)	イ	(カ)				市が自ら実施するモニタリングに関する基本計画書及びモニタリング実施計画書を別途作成する。とありますが、これは、事業者が作るセルフモニタリングをベースに作成されると考えて宜しいでしょうか	基本的にご理解のとおりです。
010	002	第2	1	(1)	イ	(コ)				「サービス内容及び対価の見直し」を行うことは、要求水準書等及び提案が変更されるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりです。
011	003	第2	1	(1)	オ					SPCに籍を置く者とありますが、籍を置く者の具体的な定義をご教示ください。出向でも構わないのでしょうか。人件費はSPCで負担する必要がありますのでしょうか。	出向でも構いません。
012	003	第2	1	(1)	オ					「マネジメント責任者がSPCに籍を置く」とはSPCとマネジメント業者との契約は、提案という理解でよろしいでしょうか。	(質問 011参照)
013	003	第2	1	(1)	オ					SPCに籍を置く者の定義についてご教示願います。	(質問 011参照)
014	003	第2	1	(1)	オ	(フ)				マネジメント責任者が兼ねることができる個別業務の責任者とはSPCから業務を受託した構成企業または協力企業の担当者という理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書 第1 総則」の「3 用語の定義等」に規定する「業務責任者」となります。
015	003	第2	1	(1)	オ	(フ)				マネジメント責任者は、個別業務の業務責任者を兼ねることができるということですが、マネジメント責任者はSPCの原籍であり、個別業務の業務責任者は各担当企業の原籍になると思います。よって兼務は不可能と考えますがいかがでしょうか。	(質問 011参照)
016	003	第2	1	(1)	オ	(フ)	b			マネジメント責任者が出席すべき委員会や会議は、年間でおよそ何日くらいありますか。	あくまで参考までに「現病院の委員会等の一覧」を後日お示ししますので、事業者側で適宜ご判断ください。
017	003	第2	1	(1)	オ	(イ)				マネジメント業務担当者は各個別業務で配置することになります。ポストとしては、1Pの表【個別業務の対象範囲】における施設整備業務、施設維持管理業務、利便施設運営業務というレベル、すなわち4ポストとの理解でよいのか、それとも事前調査業務、設計業務といったさらに細分化されたレベル、すなわち11ポストとの理解でよいのか、ご教示ください。	事業者のご提案によるものとなります。
018	003	第2	1	(1)	オ	(I)	a			マネジメント責任者等とは、マネジメント責任者、マネジメント業務担当者、及びリスク・マネジャーを総称する用語(エネルギー・マネジメント業務担当者は含まない)との理解で宜しいでしょうか。 入札説明書等で使用される「マネジメント責任者等」の用語の定義をご教示下さい。	ご理解のとおりです。
019	004	第2	1	(2)	ア	(フ)	b			要求水準書の内容及び提案内容を踏まえ整理したものが「マネジメント水準書」となるとの理解のうえで、同水準書には「落札後において各部署との協議により決定された業務開始後の業務変更点等」も反映されていると考えられ、時系列的には提案書時点よりもより最新の内容になっていると考えます。「当該水準はあくまでもツールであり、要求水準書及び事業者の提案書に代替するものではない。」と記載されていますが、基本的には、マネジメント水準書と要求水準は常に整合性が取れているという状態であるという理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書 第2細則 1統括マネジメント業務」のP4「イ-(フ)-c」に示すとおり、ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 (カタカナ)	小項目 (カタカナ)	大項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)	その他		
020	004	第2	1	(2)	イ	(ア)	a			設計業務のマネジメント水準書については作成、提出が求められていないとの理解で宜しいでしょうか。 もし、設計業務のマネジメント水準書も作成・提出が求められているのであれば、作成期限等をご教示下さい。	施設整備業務(設計業務を含む)に関するマネジメント水準書も作成、提出いただく必要があります。 提出期限等については、市と事業者が合意の上で定める時期となりますが、事業契約締結後、可能な限り速やかであることが望ましいと考えています。
021	004	第2	1	(2)	イ	(ア)	b			「マネジメント水準書は、原則として業務項目ごとに作成し、うち、個別業務に対するマネジメント業務については、マネジメントを行う個別業務ごとに作成すること」が求められていますが、一方P6.(3).イ.(イ).bでは、個別業務のうち、施設整備業務には業務水準書の作成・提出が求められておりません。 業務水準書の作成・提出が求められていない施設整備業務についてもマネジメント水準書を作成・提出する必要があるのでしょうか。	(質問 020参照)
022	005	第2	1	(2)	イ	(イ)	d			「年度マネジメント計画書及び報告書の提出にあたっては、市と調整の上、事前に説明会の場を設ける等、適宜必要な対応を行い」とありますが、年度マネジメント報告書の説明会の場を設ける等の対応は「年度総括書」のみで要求水準を満たすとの理解で宜しいでしょうか。	本規定では「年度マネジメント計画書」及び「年度マネジメント報告書」の全てが該当します。 なお、「年度マネジメント報告書」は、「年度総括書」のほか、「日報」、「月報」及び「四半期報告書」も含まれ、各書類提出に当たって本要求水準に示す対応を求めている点は十分ご理解ください。 また、上記に示す、各種書類を提出することを以って、要求水準を満たしているかを判断するのではなく、本規定に示す対応が適切になされているかにより、判断される点にも十分ご留意ください。
023	005	第2	1	(2)	イ	(イ)	e	(b)		セルフモニタリングに係る計画書及び同報告書の内容については、その詳細(セルフモニタリング対象項目・判断基準・実施過程・結果等)を市が明確に理解できるよう留意することが求められていますが、詳細内容のうち「実施過程」とは「実施方法」に読み替え可能でしょうか。 実施過程の内容についてご教示下さい。	「実施過程」とは、「実際に実施した方法」とお考えください。
024	006	第2	1	(3)	ア					業務水準書の定義をご教示ください。	(2).ア.(ア).b に規定するマネジメント水準書の内容について、「統括マネジメント業務」を各個別業務と読み替えてご理解ください。
025	006	第2	1	(3)	イ	(イ)	a	(a)		運営計画、情報システム計画等を最適な形で実現する施設計画を提案し、施設を整備することに關しては、運営計画と情報システム計画が事前に提示されているとの認識でよろしいでしょうか。仮に、提示されていないときは、入札価格内での代替案やVEの範囲に限るという認識でよろしいでしょうか。	当該箇所に規定する「提案」とは、入札時点に限ったものではなく、設計・建設期間まで含まれておりますので、設計・建設期間においても市が別途策定する運営計画、情報システム計画、医療機器整備計画等を最適な施設計画の実現を事業者に求めている点は十分ご認識ください。 (関連質問 003参照)
026	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	b	(c)		個別業務の履行状況の把握・管理体制について「軽微な内容を除き、原則として事前に市の承諾を得ること」が求められていますが、市が想定される「軽微な内容」とはどの程度のレベルかご教示下さい。	市職員や病院利用者への影響がないレベルの、内容の変更を想定しています。
027	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	c	(c)		代替案やVEの提案を行い、入札価格内で施設整備業務を遂行することとありますが、合理的な範囲が対象で、それを越える部分は市の負担との認識でよろしいでしょうか。	(質問 007参照)
028	007	第2	1	(3)	イ	(イ)	c	(c)		入札価格内で施設整備業務を遂行することとありますが、入札価格内に収めることを目標として代替案やVE提案などを行い、柔軟に対応することを示しており、入札価格内で収められなかった事実だけで統括マネジメント業務の水準未達とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問にある、統括マネジメント業務の要求水準未達か否かに関しては、事業者側の最善の努力を以って対応した場合にはご理解のとおりです。 契約金額内での調整に関しては、質問 007をご参照ください。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	その他		
029	007	第2	1	(3)	イ	(I)	d	(a)		「別途市が整備する医療情報システムや医療機器・一般備品(特に大型医療機器など)」の具体的な内容、品目・仕様は、施設計画の検討に大きく影響します。実施方針回答 53で一般備品計画の公表の予定はないとの回答がございましたが、これを含めて、参加資格通知前の早めの時期に開示いただきたいと考えます。再考いただき、開示時期をご教示ください。	(質問 003参照) なお、ご質問にある、「一般備品整備計画」については公表する予定はございません。「主要機器リスト(案)」については参加資格要件の確認を受けた応募者の代表企業を通じて、守秘義務対象資料として平成22年2月15日以降から提供いたしますが、提示内容は主要機器のみの参考機種となります。当該一般名称の機種が過不足なく、収容可能な施設計画をご提案ください。 また、竣工時までの期間におけるモデルチェンジ、仕様変更などの変化に対しても、契約金額の範囲内で柔軟に対応して頂くことを求めていますので、この点はご留意ください。
030	007	第2	1	(3)	イ	(I)	d	(a)		市が整備する医療情報システムや医療機器・一般備品の整備計画はいつ示されますか。	(質問 029参照)
031	007	第2	1	(3)	イ	(I)	d	(a)		医療情報システムの整備計画と整合について運営後の整合について詳細のお考えをお示し下さい。	本規定は「開院準備・立上げ期間における市との各種調整」に関するマネジメントを規定したものです。 なお、維持管理等期間中における医療情報システムや医療機器等の更新に伴う、施設面での対応は基本的に市が実施することになりますが、必要に応じて、事業者側にも助言・支援頂きたいと考えております。
032	007	第2	1	(3)	イ	(I)	d	(a)		「別途市が整備する医療情報システムや医療機器・一般備品(特に大型医療機器など)等の整備計画」について、事業者の入札価格の判断において重大な影響を与えるものと思料され、入札前に提示いただくことが妥当と考えますが、入札価格に考慮するポイントをご教示いただけませんか。	(質問 029参照)
033	007	第2	1	(3)	イ	(I)	d	(a)		必要に応じて変更柔軟に対応とありますが、変更する対象は、マネジメント業務との認識でよろしいでしょうか。	変更する対象は施設計画面での柔軟な対応を求めていますので施設整備業務となります。「要求水準書 第2 細則 1 統括マネジメント業務」において規定する趣旨は建設協力企業が柔軟に対応するように、管理して頂くことを求めています。
034	007	第2	1	(3)	イ	(I)	d	(b)		移行計画・リハーサルの詳細について事前に公表等がありますでしょうか。	市が別途策定する「移行計画」とは患者移送、据付特殊機器移設、手持ち等移動備品(キャスター付・軽量物等)の移動、その他引越物品(消耗品等移動)、情報関連機器移動、スタッフ移動などを示し、「リハーサル計画」とは総合リハーサル(患者職員役を決めて数回実施)、システム移設に伴うシステム総合テストなどのことを示しています。 実施予定期間は、移設は 期、期とも竣工から開院までの期間、リハーサルは 期、期とも竣工から開院までの期間で数回を予定しています。
035	007	第2	1	(3)	イ	(I)	d	(a)		「別途市が整備する医療情報システムや医療機器・一般備品(特に大型医療機器など)等の搬入・据付等」について、事業者の入札価格の判断において重大な影響を与えるものと思料され、入札前に提示いただくことが妥当と考えますが、入札価格に考慮するポイントをご教示いただけませんか。	(質問 003及び 029参照)
036	007	第2	1	(3)	イ	(I)	d	(b)		市が実施するリハーサル等と綿密に連携し、建物が正常かつ確実に移動するために必要な調整・リハーサル等を実施することありますが、ここで求められているリハーサル等とは、事業者側の業務範囲におけるものとの理解でよろしいでしょうか。	基本的に事業者側の業務範囲内というご理解で結構ですが、市が主体に実施するリハーサルにも必要に応じて適宜参加して頂くことを求めています。 具体的には、例えば、市へ建物を引渡した後、医療情報システムや医療機器・一般備品の設置・据付・調整等が終了した以降に、円滑に稼動するために必要となる建物性能が確保されているかのリハーサルが該当します。 なお、仮に、建物側に不具合があった場合においては必要な調整を実施して頂くことになります。
037	008	第2	1	(3)	イ	(I)	e	(b)		入札価格内で施設維持管理業務を遂行することありますが、入札価格内に収めることを目標として調整等を実施した結果、入札価格内で収められなかった事実だけで統括マネジメント業務の水準未達とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 (カタカナ)	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ 字)	その他		
038	008	第2	1	(3)	イ	(I)	f	(a)		利用者ニーズの把握について、供用開始後、貴市で利用者アンケート等を行う予定はありますでしょうか。	患者への全般的な院内アンケートは現病院においても随時行っておりますが、便利施設に限定しての利用者アンケートを行う予定はありません。
039	008	第2	1	(3)	イ	(カ)	a			「市立病院のマニュアルを理解した上で」とありますが、医療事故対策マニュアル・院内感染対策マニュアル・災害時対策マニュアルについて公表されるのでしょうか。	現市民病院の「災害マニュアル」、「医療安全マニュアル」、「感染対策マニュアル」については、参加資格要件の確認を受けた応募者の代表企業を通じて、守秘義務対象資料として平成22年2月15日以降から提供いたします。
040	008	第2	1	(3)	イ	(カ)	a			市立病院マニュアルの公開の予定はありますでしょうか。	(質問 039参照)
041	008	第2	1	(3)	イ	(カ)	a			現病院における「医療事故対策マニュアル」、「院内感染対策マニュアル」、「災害対策マニュアル」の閲覧を希望いたします。開示は可能でしょうか。	(質問 039参照)
042	008	第2	1	(3)	イ	(カ)	a			市立病院のマニュアル(医療事故対策マニュアル、院内感染対策マニュアル、災害対策マニュアル)をご教示下さい。	(質問 039参照)
043	010	第2	1	(4)	ア	(I)				市側職員への教育の回数頻度をお教え下さい。	頻度に関しては特段指定する予定はございません。省エネルギーを推進するにあたり、業務が効果的かつ効率的に遂行できるようなご提案を期待しております。
044	010	第2	1	(4)	イ	(ア)	a			省エネルギーに関する市側職員の体制等は、医療提供等の業務に支障のない範囲で積極的に実施、協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	省エネルギーを推進するには病院全体が一丸となった組織・体制の確立が必要であり、事業者にはそういった病院全体も含めた組織・体制をご提案頂けることを期待しております。なお、事業者には、本推進体制を構築するだけでなく、本推進体制の一員として参画して頂き、市(病院)・事業者が相互扶助にもとづき、共同となり業務を遂行できるご提案を期待しております。
045	010	第2	1	(4)	イ	(ア)	a			「病院内における省エネルギーに関する推進体制」の構築支援とありますが、ここでいう推進体制の主体は病院であり、事業者の業務は「構築を支援」することの理解で宜しいでしょうか。また、本推進体制の一員として事業者も参画すると理解してよろしいでしょうか。	(質問 044参照)
046	010	第2	1	(4)	イ	(ア)	a			実効性ある推進体制を構築することありますが、推進体制は病院内のもので、事業者は構築の支援を担当するとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 044参照)
047	010	第2	1	(4)	イ	(ア)	b			エネルギー管理士又はエネルギー管理員講習の講習終了者を1名配置すること(ただし、常駐までは不要)をありますが、省エネルギー法により本資格者を常駐することが求められると思慮します。常駐させる場合において、それに係る費用については、統括マネジメント費用、個別業務費用は事業者の提案により定めるものと考えてよろしいでしょうか。	前段はご理解のとおりです。後段については、本資格者が当該業務のみに従事する場合はエネルギーマネジメント業務費用(統括マネジメント費用)に計上してください。当該業務以外の個別業務と兼務する場合には、各業務に従事する時間等を鑑みて、エネルギーマネジメント業務費用(統括マネジメント費用)と、兼務する個別業務の費用に按分してそれぞれで計上してください。
048	010	第2	1	(4)	イ	(ウ)				部門別等におけるエネルギー使用量の測定及び分析が求められていますが、部門別等とは第2細則2施設整備業務 P28 (2)ア (イ)に記載されているa～tの部門別に測定、分析を行うとの理解で宜しいでしょうか。	部門別等におけるエネルギー使用量の測定及び分析を求めているのは、エネルギー使用量削減提案をしていただく上で必要なデータを測定・分析して頂くことと、経営管理の視点(部門別原価計算等)で部門別等における測定及び分析を行って頂きたいということを目的としております。ご質問に関しては、基本的には、「要求水準書 第2細則 2施設整備業務」のP28 (2)ア (イ)に規定しているa～tの部門を想定しておりますが、前段の趣旨をご理解頂いたうえで、望ましい管理区分に係るご提案を期待しております。また、「要求水準書 第2細則 2施設整備業務 付属資料」の「(1)-E-(ウ)光熱水量計量箇所」にもとづき、テナント・院内保育所等も要求水準となっておりますのでご確認のうえご提案ください。
049	010	第2	1	(4)	イ	(ウ)	a			部門別等におけるエネルギー使用量の測定及び分析とありますが、想定されている部門別の定義につき、ご教示下さい。	(質問 048参照)

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 (カタカナ)	小項目 (カタカナ)	大項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)	その他		
050	010	第2	1	(4)	イ	(I)	a			病院職員に対し、省エネルギーに関する教育を定期的に行い、とありますが、対象となる職員の職種・人数等についてご教示ください。また、会場等は病院会議室を貸与いただけると考えてよろしいでしょうか。	前段については、質問 043をご参照ください。後段の会場については、院内で教育を定期的に行うよう調整いたします。
051	010	第2	1	(4)	ウ					8月26日付の案では、削減効果に対するインセンティブについては現在検討中とありましたが、検討結果はどのようになりましたかご教示ください。	平成25年12月(期工事の建物引渡し日の翌日)から平成29年4月までの期間において、エネルギーマネジメント業務の履行状況やエネルギー使用量の削減余地等の協議により、年度エネルギー使用量削減計画の実行等に関する別途発注業務を実施することを予定しております。協議においては、次年度業務の継続について、また、削減効果に対するインセンティブを含め、当該業務に関する対価の支払い方等を特段柔軟性を持たせて協議を行い、決定することを想定しております。(質問 057参照)
052	010	第2	1	(4)	ウ	(ウ)				業務の履行結果に基づき発注することがある業務の対価は、別途いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 051参照)
053	011	第2	1	(4)	ウ	(ウ)				削減効果に対するインセンティブについて消去されていますが、検討の結果インセンティブの制度は設けられないという理解で良いでしょうか。	(質問 051参照)
054	011	第2	1	(4)	ウ	(ウ)	a	(a)		年度エネルギー使用量削減計画等の別途発注業務に関して、業務実施決定・計画立案・分析検証・次年度継続の可否決定の一連のスケジュール(実施月等)をご教示願います。	平成28年度については、「本業務における業務履行状況、削減余地等の協議」、「年度エネルギー使用量削減計画立案」、「計画の確認・合意形成」を平成28年度9月末まで、「次年度の発注決定」を平成28年度2月末までに実施することを想定しております。 平成29年度以降については、「年度エネルギー使用量削減計画立案」、「計画の確認・合意形成」を各事業年度9月末まで、「エネルギー使用量の削減効果の分析・検証」、「次年度の発注決定」を各事業年度2月末までに実施することを想定しております。
055	011	第2	1	(4)	ウ	(ウ)	a	(a)		年度エネルギー使用量削減計画等業務は事業範囲外であり、その実施の是非に関しては毎年度検証した上で発注が行われるとの理解でよろしいでしょうか。その契約金額に関しては、毎年契約の都度、事業者からの見積提出の上、決定されるのでしょうか(前年度から増減もあり得る)。	仮に、事業者と「年度エネルギー使用量削減計画書等」の本事業とは別に市が事業者に発注しうる業務を実施する場合には、単年度ごとに契約することを予定しております。また、業務の対価の支払方法・ルールについては、年度エネルギー削減計画等の実施項目が異なることと変動するため、毎年度、協議により決定することを想定しております。(関連質問 051及び 057参照)
056	011	第2	1	(4)	ウ	(ウ)	c	(a)		年度エネルギー使用量削減計画等の別途発注業務の実行結果に関しては、モニタリングが実施され、削減効果に対してペナルティ又はインセンティブが付与されるのでしょうか。	年度エネルギー使用量削減計画等の実行結果に関するモニタリングは実施いたします。削減効果に対するペナルティ、インセンティブについては、業務の対価と合わせて協議により取り決めることを想定しております。(関連質問 051及び 057参照)
057	012	第2	1	別紙1						本事業とは別に市が事業者に発注しうる業務とありますが、例えば市がSPCとは別の法人にも発注する場合もあるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の範囲となるエネルギーマネジメント業務との一体性・効率性や、本業務の活動状況・効果との連動もことから、基本的にはSPCへ発注することを想定しております。